

令和6年3月25日 理事長決裁

1. 趣旨

公立大学法人札幌市立大学（以下「本学」という。）において、公立大学法人札幌市立大学における公的研究費の管理及び監査に関する規程（平成27年規程第2号。以下「管理及び監査規程」という。）第2条に定める公的研究費（以下「公的研究費」という。）の適正管理を確保し、不正使用等を防止することを目的とし、管理及び監査規程第10条並びに平成19年2月15日付文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）に基づき、基本方針を定める。

2. 責任体系の明確化

不正使用防止対策に関する責任体系を明確化し、学内外に公表する。

3. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- (1) コンプライアンス教育・啓発活動を通じた意識の向上と浸透
- (2) 執行管理に関するルールの明確化・統一化
- (3) 職務権限の明確化
- (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

4. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定し、実効性のある対策を実施する。

5. 研究費の適正な運営・管理活動

不正防止計画を踏まえ、実効性のあるチェック体制を構築し、適正な予算執行を行う。

6. 情報発信・共有化の推進

ルールが適切に情報共有・共通理解される体制の構築に努め、広く学内外に発信する。

7. モニタリングの在り方

公的研究費の適正な運営・管理のため、本学全体の視点から実行性のあるモニタリング及び内部監査を実施する。